

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 45 号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成 14 年岩手県規則第 85 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(費用負担の額)</p> <p>第 5 条 条例第 4 条の規定により負担すべき費用の額は、1 枚につき 10 円とする。</p>	<p><u>(本人確認情報の提供方法)</u></p> <p>第 5 条 条例第 4 条及び第 7 条の規定による保存期間に係る本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）の規定により定められた電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準によるものとする。</p> <p>(費用負担の額)</p> <p>第 6 条 条例第 11 条の規定により負担すべき費用の額は、1 枚につき 10 円とする。</p> <p><u>(条例別表第 2 の規則で定める事務)</u></p> <p>第 7 条 条例別表第 2 第 1 号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 4 条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2) 肥料取締法第 13 条第 1 項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(3) 肥料取締法第 16 条の 2 の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(4) 肥料取締法第 22 条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(5) 肥料取締法第 23 条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>2 条例別表第 2 第 2 号の規則で定める事務は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）による県税の犯則事件の調査に関する犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p> <p>3 条例別表第 2 第 3 号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 32 条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその</p>

申請に対する応答

(2) 採石法第32条の7第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

4 条例別表第2第4号の規則で定める事務は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第4項の提出に係る宗教法人の役員の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

5 条例別表第2第5号の規則で定める事務は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに係る事業を行うために必要な土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底を含む。）若しくは当該土地にある物件について所有権を有し、又は当該土地若しくは物件に関して所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

6 条例別表第2第6号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 薬事法（昭和35年法律第145号）第33条第1項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(2) 薬事法施行細則（平成12年岩手県規則第101号）第6条第1項の配置従事者身分証明書の書換え交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

7 条例別表第2第7号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）第3条の支給（以下この項において「支給」という。）の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

(2) 支給を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

(3) 支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

8 条例別表第2第8号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の戦傷病者手帳の交付を受けている者の生存の事実の確認

(2) 戦傷病者特別援護法第5条の訂正の事実の確認

9 条例別表第2第9号の規則で定める事務は、次のとおり

とする。

(1) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条の支給（以下この項において「支給」という。）の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

(2) 支給を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

10 条例別表第2第10号の規則で定める事務は、次のとおり

とする。

(1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）第3条の支給（以下この項において「支給」という。）の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

(2) 支給を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

(3) 支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

11 条例別表第2第11号の規則で定める事務は、次のとおり

とする。

(1) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）第3条第1項の支給（以下この項において「支給」という。）の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

(2) 支給を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

(3) 支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

12 条例別表第2第12号の規則で定める事務は、次のとおり

とする。

(1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(2) 砂利採取法第9条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

13 条例別表第2第13号の規則で定める事務は、次のとおり

とする。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第2項の交付の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

(2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第3条第1項の届出の受理又は

その届出に係る事実についての審査

(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令
第4条の届出の受理又はその届出に係る事実について
の審査

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令
第5条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実
についての審査

14 条例別表第2第14号の規則で定める事務は、中小企業の
新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18
号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる者の新事
業等の支援に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に
係る事実についての審査又はその申請に対する応答とす
る。

15 条例別表第2第15号の規則で定める事務は、中小企業の
事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を
改正する法律（平成11年法律第222号）第4条の規定によ
る改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第
115号）第3条第1項第1号の資金の貸付けを受けた者又
はその相続人及び貸付けを受けた者の連帯保証人又はそ
の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とす
る。

16 条例別表第2第16号の規則で定める事務は、次のとおり
とする。

(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14
年法律第88号）第46条第1項の届出に係る住所又は氏名
の変更の事実の確認

(2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条
第4項の届出に係る住所又は氏名の変更の事実の確認

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規
則（平成14年環境省令第28号）第7条第11項又は第12
項の届出に係る住所又は氏名の変更の事実の確認

(4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規
則第11条の2第9項の届出に係る住所又は氏名の変更
の事実の確認

(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規
則第15条第6項の届出に係る住所又は氏名の変更の事
実の確認

(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規
則第20条第5項の届出に係る住所又は氏名の変更の事
実の確認

(7) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規

則第24条第5項の届出に係る住所又は氏名の変更の事実の確認

(8) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第42条第5項の届出に係る住所又は氏名の変更の事実の確認

17 条例別表第2第17号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第15条第1項第3号ロ又はハの貸付けを受けた者若しくはその相続人又は貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

(2) 中小企業高度化資金貸付規則(昭和51年岩手県規則第74号)第8条の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

18 条例別表第2第18号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 岩手県退隠料等条例(昭和23年岩手県条例第75号)による年金である給付の支給(以下この項において「支給」という。)の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

(2) 支給を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

(3) 支給を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

19 条例別表第2第19号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)による県税の賦課又は徴収(当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。)に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

ア 納税者、特別徴収義務者、納税義務者又はこれらの第二次納税義務者、保証人その他の納税義務者と認められる者(以下この項において「納税者等」という。)

イ 納税者等の相続人

ウ 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

エ 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

オ 納税者等が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

カ 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある第三者

キ アからカまでに掲げる者のほか、地方税法の規定による徴税吏員の質問検査権により調査の必要があると認められる者

(2) 次に掲げる申請若しくは申告の受理、その申請若しくは申告に係る事実についての審査又はその申請若しくは申告に対する応答

ア 既存住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例があるべき旨の申告

イ 既存住宅用の土地に係る不動産取得税の減額の申告

20 条例別表第2第20号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52条）第12条第1項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(2) 岩手県漁港管理条例第13条第1項の納付をしなければならない者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

(3) 岩手県漁港管理条例第14条第1項の納付をしなければならない者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

21 条例別表第2第21号の規則で定める事務は、岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第7条第2項の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

22 条例別表第2第22号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）第17条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(2) 屋外広告物条例第21条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

23 条例別表第2第23号の規則で定める事務は、青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）第11条の2第3項の届出の受理又はその届出に係る事実

についての審査とする。

24 条例別表第2第24号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）

第2条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(2) 浄化槽法施行条例第6条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

25 条例別表第2第25号の規則で定める事務は、岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）による産業廃棄物税の賦課又は徴収（当該産業廃棄物税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

(1) 納税者、特別徴収義務者、納税義務者又はこれらの第二次納税義務者、保証人その他の納税義務者と認められる者（以下この項において「納税者等」という。）

(2) 納税者等の相続人

(3) 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

(4) 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

(5) 納税者等が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(6) 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者若しくは特別徴収義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある第三者

(7) 前各号に掲げる者のほか、地方税法の規定による徴税吏員の質問検査権により調査の必要があると認められる者

26 条例別表第2第26号の規則で定める事務は、ペレットストーブの普及の促進に係る補助金の交付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

27 条例別表第2第27号の規則で定める事務は、地震による被災建築物の危険度の判定を行う判定士の資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

28 条例別表第2第28号の規則で定める事務は、高齢者向けの住宅の改修等に係る申請の受理、その申請に係る事実

についての審査又はその申請に対する応答とする。

29 条例別表第2第29号の規則で定める事務は、公有財産の売払いの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

(条例別表第3の規則で定める事務)

第8条 条例別表第3の規則で定める地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の監査の請求に関する事務は、当該請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

2 条例別表第3の規則で定める公職選挙法(昭和25年法律第106号)第86条の届出又は同法第86条の4(漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する場合を含む。)の届出に関する事務は、これらの届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査とする。

3 条例別表第3の規則で定める公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第81条(漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条において準用する場合を含む。)の告示に関する事務は、当該告示に係る事実についての審査とする。

4 条例別表第3の規則で定める公有財産の売払いに関する事務は、当該売払いの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成19年5月1日から施行する。
- 岩手県漁港管理条例施行規則(昭和39年岩手県規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>注1 誓約書、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に規定する船舶検査証書及び小型船舶登録規則(平成14年国土交通省令第4号)第9号様式に規定する小型船舶登録事項通知書(登録済の場合に限る。)の写し、住民票抄本<u>(法人にあっては、登記簿抄本)</u>、航行予定区域を示す図面その他地方振興局長が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>注2 継続使用の場合、現在の許可指令書を添付し、注1の船舶検査証書及び小型船舶登録事項通知書の写し、住民票抄本<u>(法人にあっては、登記簿抄本)</u>及び航行予定区域を示す画面は、省略することができる。(添付書類の内容に変更がない場合に限る。)</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>注1 誓約書、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に規定する船舶検査証書及び小型船舶登録規則(平成14年国土交通省令第4号)第9号様式に規定する小型船舶登録事項通知書(登録済の場合に限る。)の写し、住民票抄本<u>(申請者が岩手県外に住所を有する場合に限る。)</u>、<u>登記簿抄本(申請者が法人である場合に限る。)</u>、航行予定区域を示す図面その他地方振興局長が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>注2 継続使用の場合、現在の許可指令書を添付し、注1の船舶検査証書及び小型船舶登録事項通知書の写し、住民票抄本、<u>登記簿抄本</u>及び航行予定区域を示す画面は、省略することができる。(添付書類の内容に変更がない場合に限る。)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

3 浄化槽法施行細則（昭和60年岩手県規則第79号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請書の添付書類)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面（法人にあっては、登記事項証明書）</u></p> <p>(4) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び浄化槽管理士免状の写し</p> <p>(5) [略]</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 条例第3条第1項第1号に掲げる事項の変更 <u>住民票の抄本又はこれに代わる書面（法人にあっては、登記事項証明書）</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(申請書の添付書類)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 法人にあっては、登記事項証明書</u></p> <p>(4) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の<u>浄化槽管理士免状の写し</u></p> <p>(5) [略]</p> <p><u>2 知事は、申請者（個人である場合に限る。）及び営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第30条の7第5項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第30条の8第1項の規定による利用ができないときは、申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。</u></p> <p>(変更の届出)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 条例第3条第1項第1号に掲げる事項の変更 <u>法人にあっては、登記事項証明書</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p><u>3 知事は、届出者（個人である場合に限る。）及び営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第30条の7第5項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第30条の8第1項の規定による利用ができないときは、届出者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。